

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 育児休業給付関係

一 育児休業給付に要する費用に係る国庫の負担額について、国庫は、その四分の一を負担するものとする。  
(雇用保険法第六十六条第一項第四号関係)

二 育児休業給付に要する費用に対応する部分の雇用保険率の引上げに関する改正を行わないものとする。  
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律新十二条第四項第二号関係)

第二 教育訓練支援給付金関係

教育訓練支援給付金の給付率の引下げに関する改正を行わないものとする。

(雇用保険法附則第十一条の二第三項関係)

第三 介護休業給付関係

介護休業給付に要する費用に係る国庫の負担額について、暫定措置を廃止すること。

(雇用保険法附則第十三条及び新第十四条関係)

第四 その他

その他所要の規定を整備すること。